

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 銅・鉛・亜鉛の地金の暫定税率を廃止し、基本税率により現行の水準（無税）を維持することとしたことに伴い、電解精製用の鉛の塊における軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定を関税暫定措置法施行令から関税定率法施行令に移行することとする。（関税定率法施行令第 57 条並びに関税暫定措置法施行令第 32 条関係）
 - (2) 特別緊急関税制度に関し、輸入数量の計上方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第 14 条関係）
2. 暫定税率を適用する揮発油、灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定について、ガソリンに添加されるもの（ベンゼン、トルエン又はキシレン）を除外することとする。（関税暫定措置法施行令第 5 条及び第 6 条関係）
3. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成 30 年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。（関税割当制度に関する政令別表関係）
4. その他所要の規定の整備を行うこととする。
5. この政令は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとする。